

(4) 関係機関の関わり

① 虐待の発見、気づきの状況

記入者が虐待を知った経緯について、「担当ケアマネジャー」からの回答では、「記入者自身による気づき」が27.8%で最も多く、次いで「記入者以外の機関職員の気づき・連絡」が19.2%となっており、あわせて「記入者所属の機関の気づき」が47.0%となっている。「高齢者本人からの申告」が15.6%、「他機関からの情報連携」が10.3%となっている。

「基幹型在宅介護支援センター」「都道府県設置保健所」「政令都市・中核市・特別区設置保健所」「市町村保健センター」は「他機関からの情報連絡」が最も多く、それぞれ、30.8%、40.5%、37.1%、29.8%となっている。

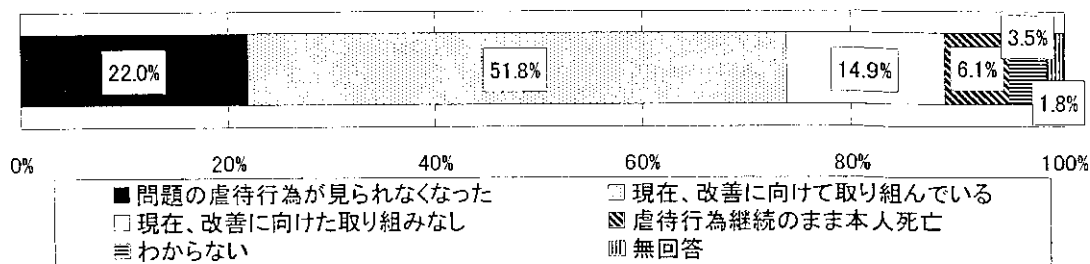
図表20 機関別 虐待を知った経緯

	合計	記入者所属の機関の気づき		高齢者本人からの申告	虐待をしている人からの申告	高齢者本人の家族、親族からの申告	自機関の他利用者や家族からの連絡	住民からの連絡	民生委員からの連絡	他機関からの情報連携	その他	不明
		あなた自身による気づき	自身以外の機関職員の気づき、連絡									
担当ケアマネジャー	1,991 100.0%	554 27.8%	382 19.2%	310 15.6%	148 7.4%	196 9.8%	13 0.7%	18 0.9%	21 1.1%	205 10.3%	48 2.4%	96 4.8%
居宅介護支援	1,365 100.0%	438 32.1%	247 18.1%	231 16.9%	97 7.1%	106 7.8%	9 0.7%	10 0.7%	7 0.5%	115 8.4%	31 2.3%	74 5.4%
地域型在宅介護支援センター	1,117 100.0%	204 18.3%	209 18.7%	157 14.1%	77 6.9%	130 11.6%	10 0.9%	27 2.4%	58 5.2%	182 16.3%	28 2.5%	35 3.1%
基幹型在宅介護支援センター	532 100.0%	55 10.3%	90 16.9%	61 11.5%	18 3.4%	53 10.0%	3 0.6%	23 4.3%	44 8.3%	164 30.8%	15 2.8%	6 1.1%
訪問介護	307 100.0%	105 34.2%	70 22.8%	49 16.0%	15 4.9%	10 3.3%	3 1.0%	3 1.0%	1 0.3%	19 6.2%	8 2.6%	24 7.8%
訪問看護	336 100.0%	143 42.6%	53 15.8%	52 15.5%	25 7.4%	11 3.3%	2 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	24 7.1%	2 0.6%	24 7.1%
通所介護	512 100.0%	147 28.7%	120 23.4%	116 22.7%	24 4.7%	19 3.7%	3 0.6%	4 0.8%	6 1.2%	38 7.4%	6 1.2%	29 5.7%
病院	55 100.0%	6 10.9%	16 29.1%	6 10.9%	2 3.6%	4 7.3%	1 1.8%	1 1.8%	0 0.0%	14 25.5%	2 3.6%	3 5.5%
老人保健施設	227 100.0%	34 15.0%	62 27.3%	28 12.3%	14 6.2%	25 11.0%	0 0.0%	1 0.4%	1 0.4%	52 22.9%	5 2.2%	5 2.2%
都道府県保健所	37 100.0%	0 0.0%	1 2.7%	8 21.6%	2 5.4%	6 16.2%	2 5.4%	1 2.7%	0 0.0%	15 40.5%	1 2.7%	1 2.7%
政令、中核、特別区保健所	124 100.0%	6 4.8%	13 10.5%	12 9.7%	4 3.2%	5 4.0%	0 0.0%	8 6.5%	18 14.5%	46 37.1%	10 8.1%	2 1.6%
市町村保健センター	265 100.0%	21 7.9%	39 14.7%	40 15.1%	8 3.0%	16 6.0%	4 1.5%	15 5.7%	26 9.8%	79 29.8%	11 4.2%	6 2.3%

②現在の対応状況

回答事例について、現在の状態についてたずねたところ、「現在、改善に向けて取り組んでいる」が51.8%で最も多く、次いで「問題にしている虐待行為が見られなくなった」が22.0%、「現在のところ改善に向けた取り組みは行われていない」が14.9%となっている。「虐待行為継続のまま死亡」という回答も6.1%あった。

図表21 現在の対応状況 n=1,991



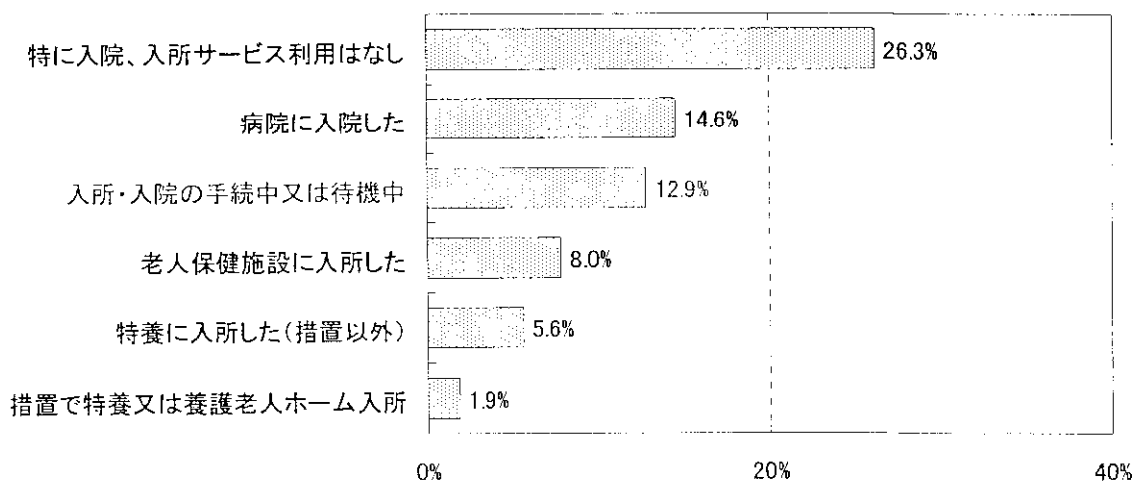
③問題解決のためのサービス利用状況

1) 解決のための入院・施設入所等のサービスの利用状況

回答事例について、解決のための入院・施設入所等のサービスの利用状況についてたずねたところ、「特に入院、入所サービスは利用しなかった」は26.3%、「病院に入院した」が14.6%、「入所・入院の手続き中」が12.9%、「老人保健施設に入所した」が8.0%となっている。

「特別養護老人ホームに措置以外で入所した」が5.6%、「措置で特別養護老人ホームまたは養護老人ホームに入所した」は1.9%であった。

図表22 解決のための入院・施設入所等のサービスの利用状況 (主なもの) n=1,470

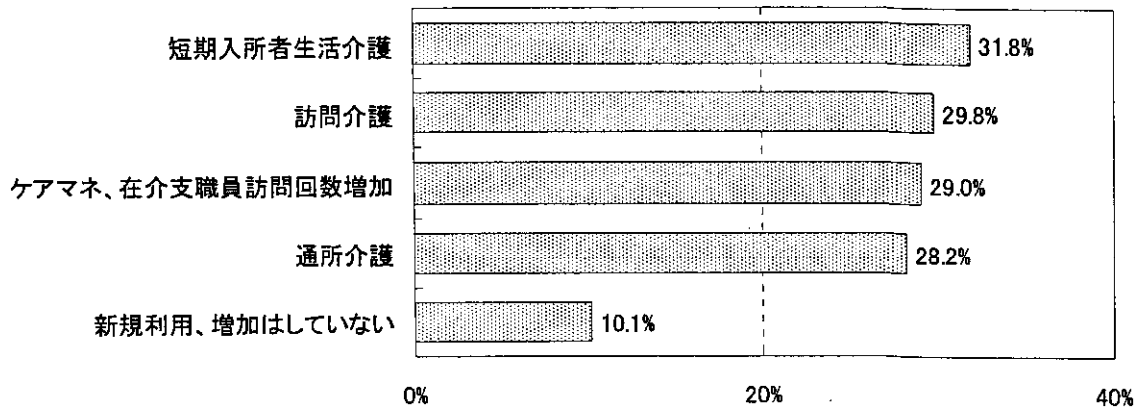


2) 解決のために新規・増加させた在宅介護サービス

回答事例の解決のために新規あるいは増加させた介護サービスをたずねたところ、「短期入所者生活介護」(31.8%)が最も多い。

次いで、「訪問介護」(29.8%)、「ケアマネまたは在介支職員の訪問回数を増やした」(29.0%)、「通所介護」(28.2%)が2割を超える回答となっている。

図表23 問題解決のために新規・増加させた在宅介護サービス (複数回答) 上位5位 n=1,470

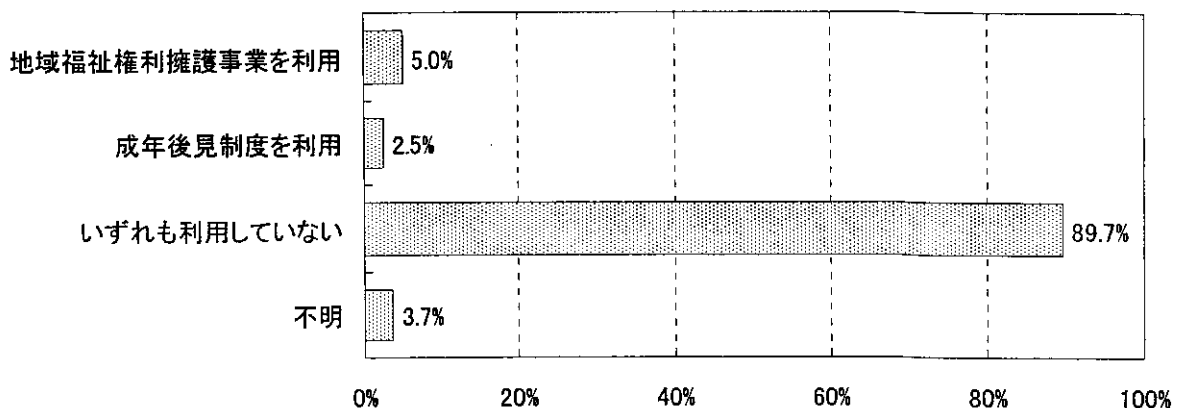


3) 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の利用状況

地域福祉権利擁護事業、または、成年後見制度の利用または利用の相談の有無については、「いずれも利用していない」が89.7%となっている。

「地域福祉権利擁護事業を利用(相談)した」は5.0%、「成年後見制度を利用(相談)した」は2.5%となっている。

図表24 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の利用状況 (複数回答) n=1,470

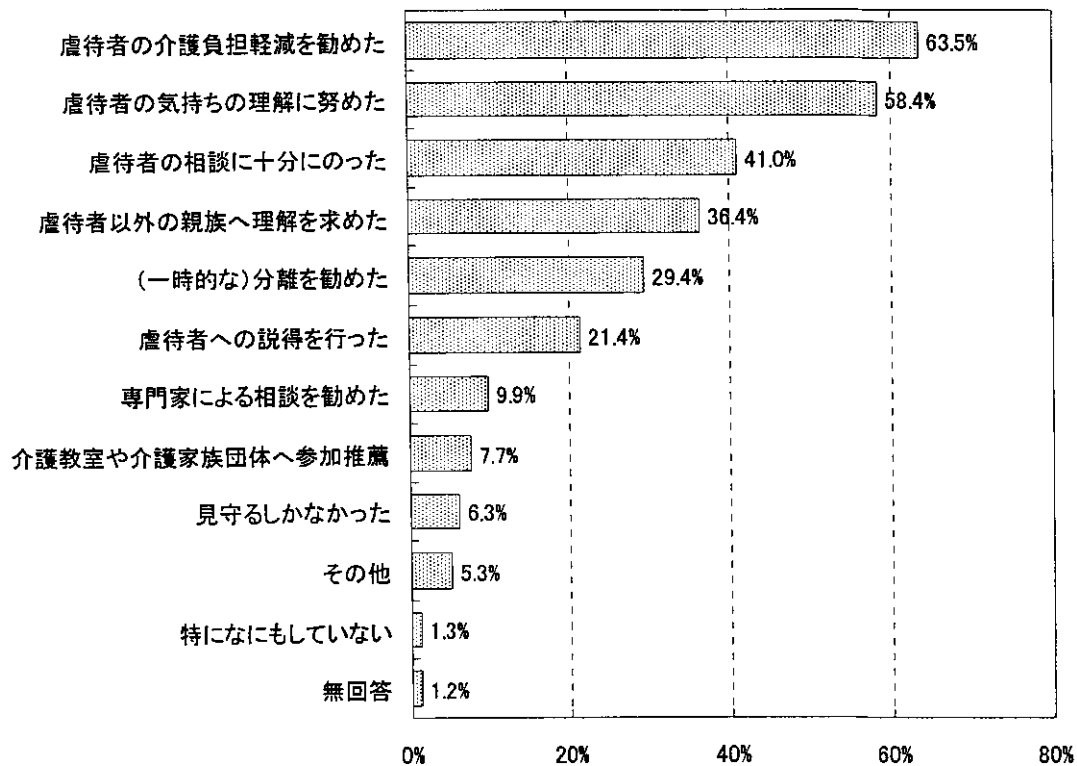


④問題解決のために行った虐待者への働きかけ

回答事例の問題解決のために虐待をしている人にどのような働きかけをしたかについては、「担当ケアマネジャー」からの回答では、「虐待をしている人の介護負担を軽減するような介護サービスの利用を勧めた」が63.5%、次いで、「虐待をしている人の気持ちの理解に努めた」(58.4%)、「虐待をしている人の相談に十分にのった」(41.0%)となっている。「(一時的な)分離を勧めた」という回答も29.4%あった。

機関別にみると、「都道府県設置保健所」からの回答で「専門家による相談を勧めた」が40.6%と他機関に比べ高い割合となっている。また、「訪問介護」「訪問看護」「通所介護」といった介護サービス事業者からの回答では「見守るしかなかった」が他の機関に比べ高かった。

図表25 (担当ケアマネジャー)問題解決のために行った虐待者への働きかけ(複数回答) n=1,470



図表26 機関別 問題解決のために行った虐待者への働きかけ（複数回答）

	合計	虐待者の相談に十分にのった	虐待者の気持ちの理解に努めた	虐待者への説得を行った	虐待者以外の親族へ理解を求めた	虐待者の介護負担軽減を勧めた	（一時的な）分離を勧めた	介護教室や介護家族団体へ参加推薦	専門家による相談を勧めた
担当ケアマネジャー	1,470 100.0%	603 41.0%	858 58.4%	315 21.4%	535 36.4%	934 63.5%	432 29.4%	113 7.7%	146 9.9%
居宅介護支援	946 100.0%	375 39.6%	549 58.0%	196 20.7%	326 34.5%	578 61.1%	254 26.8%	66 7.0%	84 8.9%
地域型在宅介護支援センター	841 100.0%	305 36.3%	434 51.6%	176 20.9%	304 36.1%	466 55.4%	237 28.2%	57 6.8%	89 10.6%
基幹型在宅介護支援センター	430 100.0%	135 31.4%	192 44.7%	81 18.8%	166 38.6%	195 45.3%	126 29.3%	31 7.2%	53 12.3%
訪問介護	173 100.0%	49 28.3%	85 49.1%	33 19.1%	49 28.3%	77 44.5%	32 18.5%	4 2.3%	14 8.1%
訪問看護	201 100.0%	79 39.3%	124 61.7%	43 21.4%	54 26.9%	120 59.7%	33 16.4%	6 3.0%	13 6.5%
通所介護	278 100.0%	58 20.9%	100 36.0%	37 13.3%	50 18.0%	120 43.2%	41 14.7%	11 4.0%	15 5.4%
病院	33 100.0%	6 18.2%	9 27.3%	8 24.2%	8 24.2%	16 48.5%	8 24.2%	0 0.0%	3 9.1%
老人保健施設	168 100.0%	30 17.9%	41 24.4%	22 13.1%	46 27.4%	61 36.3%	39 23.2%	6 3.6%	10 6.0%
都道府県保健所	32 100.0%	6 18.8%	10 31.3%	8 25.0%	9 28.1%	10 31.3%	12 37.5%	1 3.1%	13 40.6%
政令、中核、特別区保健所	101 100.0%	30 29.7%	49 48.5%	25 24.8%	38 37.6%	42 41.6%	27 26.7%	6 5.9%	13 12.9%
市町村保健センター	207 100.0%	56 27.1%	96 46.4%	25 12.1%	67 32.4%	86 41.5%	56 27.1%	8 3.9%	25 12.1%

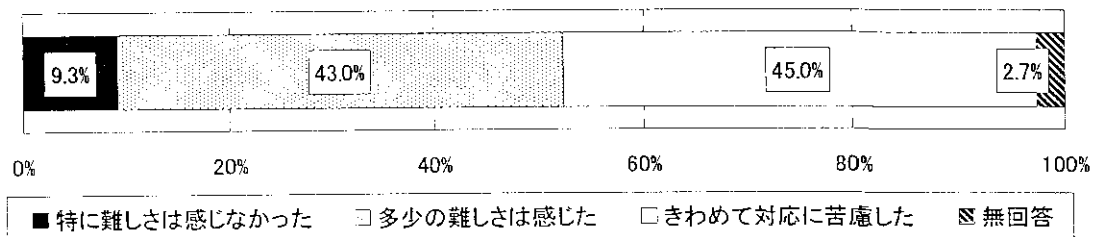
	合計	見守るしかなかった	その他	特になにもしていない	無回答
担当ケアマネジャー	1,470 100.0%	92 6.3%	78 5.3%	19 1.3%	17 1.2%
居宅介護支援	946 100.0%	75 7.9%	50 5.3%	16 1.7%	13 1.4%
地域型在宅介護支援センター	841 100.0%	73 8.7%	67 8.0%	15 1.8%	10 1.2%
基幹型在宅介護支援センター	430 100.0%	37 8.6%	53 12.3%	28 6.5%	5 1.2%
訪問介護	173 100.0%	27 15.6%	10 5.8%	6 3.5%	2 1.2%
訪問看護	201 100.0%	30 14.9%	10 5.0%	4 2.0%	2 1.0%
通所介護	278 100.0%	57 20.5%	12 4.3%	24 8.6%	9 3.2%
病院	33 100.0%	3 9.1%	3 9.1%	2 6.1%	2 6.1%
老人保健施設	168 100.0%	17 10.1%	10 6.0%	22 13.1%	5 3.0%
都道府県保健所	32 100.0%	3 9.4%	9 28.1%	3 9.4%	1 3.1%
政令、中核、特別区保健所	101 100.0%	13 12.9%	16 15.8%	4 4.0%	1 1.0%
市町村保健センター	207 100.0%	21 10.1%	21 10.1%	15 7.2%	0 0.0%

⑤対応の困難さ、援助上、困難であった点

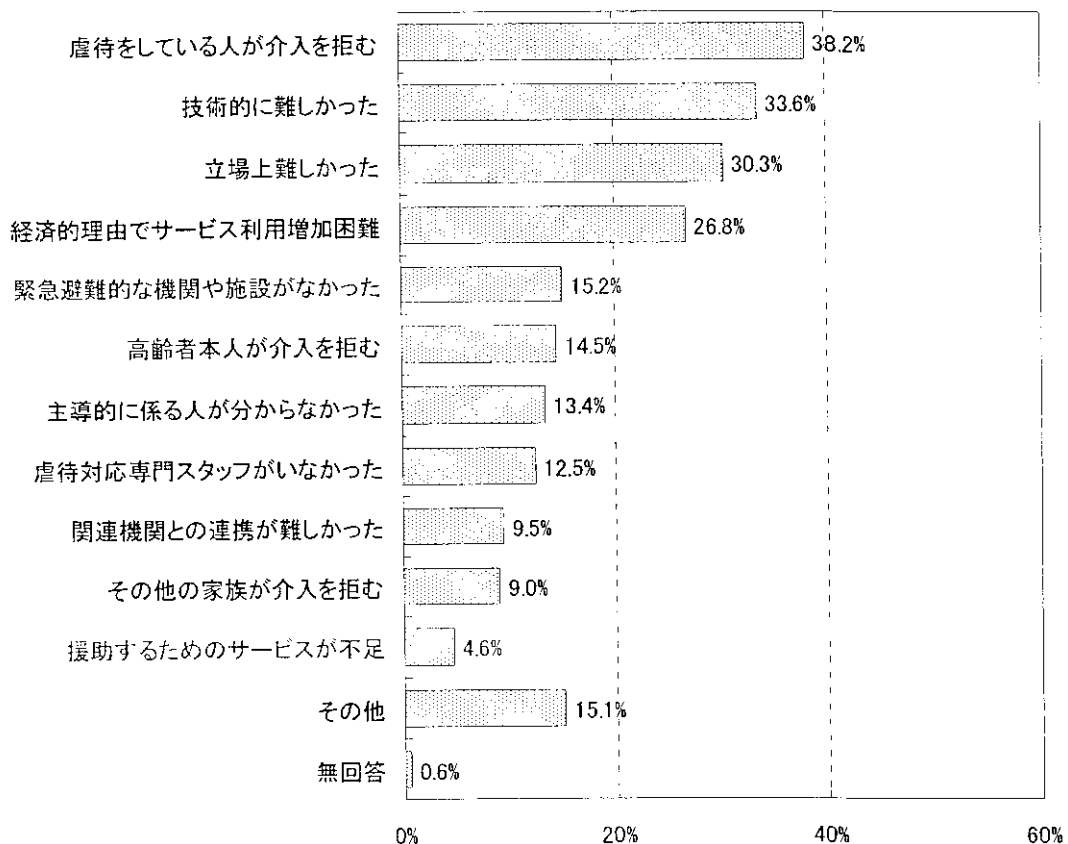
回答事例への対応について、対応の困難さをたずねたところ、「きわめて対応に苦慮した」が45.0%、「多少の難しさは感じた」が43.0%となっており、「特に難しさは感じなかった」は9.3%にとどまっている。

対応に難しさを感じた記入者に、援助上、困難であった点をたずねたところ、「虐待をしている人が介入を拒む」が38.2%で最も多く、次いで「自分がどのように係わればよいか、技術的に難しかった」が33.6%、「自分がどのように係わればよいか、立場上難しかった」が30.3%、「経済的理由でサービス利用を増やすのが困難だった」が26.8%となっている。

図表27 対応の困難さ n=1,470



図表28 援助上、困難であった点 (複数回答) n=1,293



3. 自治体調査の結果概要

①相談件数

過去1年間で高齢者虐待を主たる原因として持ち込まれた相談件数

・・・回答市区町村合計 6,062人

②老人福祉法上の措置を行った事例

過去1年間において、老人福祉法上の「やむを得ない措置（第10条の4第1項、第11条第1項第2号）」及びそのうちの「高齢者虐待を理由とした措置」を行った件数についてたずねたところ、特別養護老人ホームについては、「やむを得ない措置」の措置件数が回答市区町村の合計で273件あり、そのうち「高齢者虐待を理由とした措置」は97件となっている。同様に、短期入所者生活介護については回答市区町村の合計186件中、「高齢者虐待を理由とした措置」が88件、痴呆対応型共同生活介護については15件中、8件となっている。

また、「その他の措置（第11条第1項第1号・第3号）」についても同様にたずねたところ、養護老人ホームについては3,962件中、292件となっている。

「やむを得ない措置」「その他の措置」のどの種別についても、措置全体の件数、高齢者虐待を理由とした措置の件数ともに最頻値は0件となっており、これらの措置を行っている市区町村は少ない。

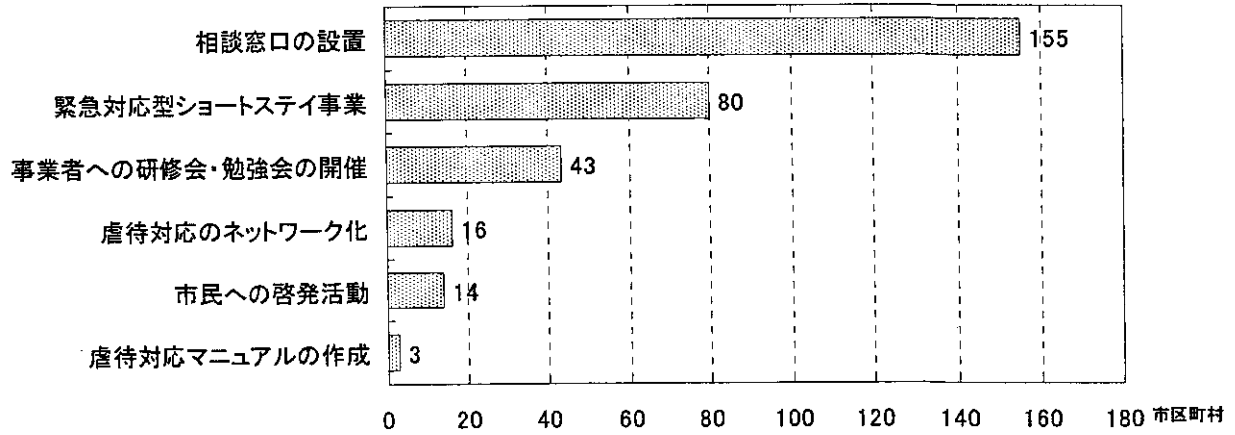
図表29 老人福祉法上の措置を行った事例 (単位：件)

		件数	平均	最大値	最小値	最頻値	有効回答数
やむを得ない措置							
特別養護老人ホーム	虐待	97	0.0	5	0	0	2,587
	措置全体	273	0.1	24	0	0	2,587
短期入所者生活介護	虐待	88	0.0	5	0	0	2,587
	措置全体	186	0.1	13	0	0	2,587
痴呆対応型共同生活介護	虐待	8	0.0	2	0	0	2,587
	措置全体	15	0.0	3	0	0	2,587
その他	虐待	32	0.0	6	0	0	2,587
	措置全体	145	0.1	21	0	0	2,587
その他の措置							
養護老人ホーム	虐待	292	0.1	7	0	0	2,584
	措置全体	3,962	1.5	119	0	0	2,584
養護委託	虐待	5	0.0	2	0	0	2,584
	措置全体	35	0.0	10	0	0	2,584

③既に行われている取り組み

高齢者虐待に対応するための市区町村の独自の取り組みについては、具体的には、「相談窓口の設置」が155件(6.0%)、「緊急対応ショートステイ」80件(3.1%)となっている。

図表30 高齢者虐待対応の取り組み (複数回答) n=2,589

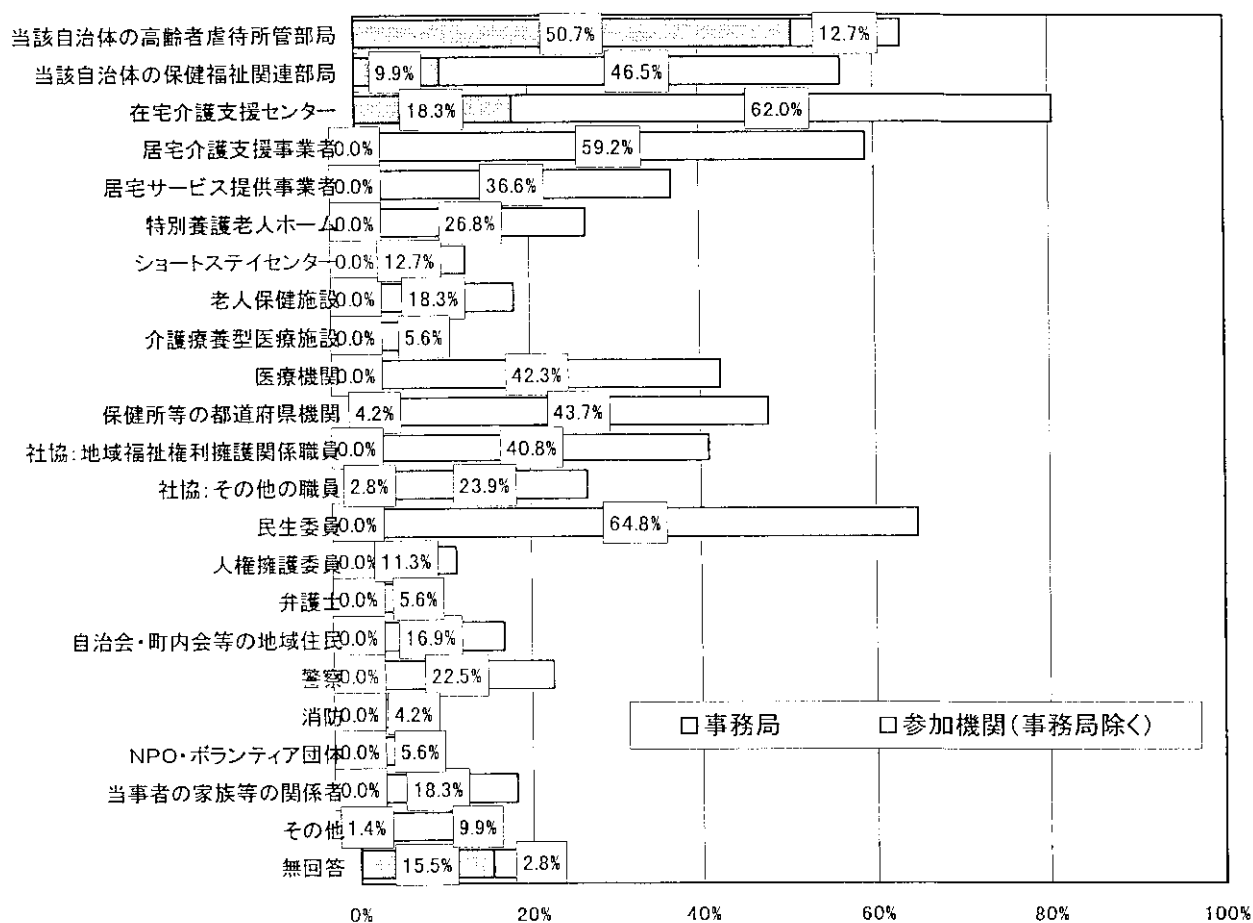


④高齢者虐待対応のための専門チームのある自治体

高齢者虐待に対応するための専門チームのある市区町村は 71 市区町村であった。(別添「高齢者虐待のために専門チームのある自治体一覧」参照)

専門チームのメンバーとしては、「在宅介護支援センター」が 57 件(専門チームのある自治体のうち 80.3%)、「民生委員」46 件(64.8%)、「自治体の高齢者担当部局」45 件(63.4%)、「居宅介護支援事業者」42 件(59.2%)、「自治体の保健福祉部局」40 件(56.4%)であった。

図表31 高齢者虐待対応のための専門チーム参加メンバー (複数回答) n=71



別添 高齢者虐待のために専門チームのある自治体一覧

都道府県名	市区町村名	部署名	都道府県名	市区町村名	部署名
北海道	早来町	早来町在宅介護支援センター	石川県	七尾市	民生部長寿福祉課
北海道	生田原町	民生課介護福祉係	福井県	永平寺町	福祉課
北海道	穂別町	穂別町在宅介護支援センター	山梨県	小淵沢町	環境福祉課
青森県	脇野沢村	住民福祉課	長野県	王滝村	住民課福祉係
秋田県	平鹿町	福祉保健課	長野県	天龍村	住民課
秋田県	鷹巣町	福祉保健サービス課	長野県	小川村	住民福祉課
秋田県	昭和町	福祉保健課	岐阜県	関市	民生福祉部高齢福祉課
山形県	櫛引町	福祉課	岐阜県	高山市	福祉保健部市民健康課
山形県	西川町	保健福祉課	静岡県	三ヶ日町	住民福祉課福祉係
山形県	上山市	上山市福祉事務所	愛知県	大府市	福祉課
福島県	船引町	保健福祉課	愛知県	渥美町	保健課
福島県	金山町	保健福祉課保健福祉係	愛知県	平和町	福祉部福祉課
福島県	新鶴村	住民福祉課	三重県	志摩町	健康福祉課
茨城県	大子町	保健福祉課	大阪府	門真市	保健福祉部高齢福祉課
茨城県	岩井市	保健福祉部介護福祉課	兵庫県	緑町	健康福祉課
茨城県	神栖町	高齢福祉課在宅介護支援センター	兵庫県	吉川町	健康福祉課
栃木県	小山市	高齢生きがい課	奈良県	大和郡山市	かんざん園老人介護支援センター
群馬県	前橋市	保健福祉部介護高齢福祉課	鳥取県	日吉津村	福祉保健課
埼玉県	江南町	江南町役場福祉課	島根県	旭町	保健福祉課
千葉県	蓮沼村	保健福祉課	岡山県	美作町	保健福祉課介護係
東京都	江戸川区	介護保険課事業者調整係	岡山県	建部町	保健福祉課
東京都	北区	健康福祉部福祉サービス課	広島県	豊栄町	福祉保健課
東京都	奥多摩町	健康福祉課	徳島県	勝浦町	福祉課
東京都	豊島区	中央保健福祉センター	愛媛県	伊予三島市	在宅介護支援センター
神奈川県	厚木市	福祉介護課高齢福祉係	愛媛県	伊方町	福祉課
神奈川県	綾瀬市	いきがい介護課いきがい担当	高知県	奈半利町	保健福祉課
神奈川県	秦野市	秦野在宅介護支援センター	福岡県	福岡市	早良区地域保健福祉課
神奈川県	相模原市	高齢者福祉課	福岡県	宇美町	福祉課福祉係
神奈川県	大和市	保健福祉部高齢者福祉課	佐賀県	大和町	福祉課老人福祉係
神奈川県	鎌倉市	高齢者福祉課	長崎県	布津町	保健福祉課
神奈川県	横須賀市	中央健康福祉センター	長崎県	大島町	住民福祉課
神奈川県	開成町	町民サービス部保健福祉課	長崎県	時津町	福祉課
新潟県	名立町	名立町住民課福祉保健係	熊本県	小国町	住民福祉課
新潟県	頸城村	保健福祉課	大分県	別府市	高齢者福祉課
石川県	金沢市	長寿福祉課	沖縄県	勝連町	社会福祉課
石川県	羽咋市	羽咋市福祉事務所			